平成２６年（フ）第３３号
福岡県柳川市田脇774番地　セジュールリコエールＡ103号
債務者　萩尾　早苗
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２６年（フ）第６７０号
埼玉県朝霞市根岸台４丁目10番６号
債務者　川村かの江
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８８１号
さいたま市緑区山崎１丁目15番８号
債務者　羽田　和彦
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９３７号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端２丁目９番４号　サンハイツ姫宮102号
債務者　残間美知子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９７８号
埼玉県蕨市錦町１丁目５番15号　ジェネスＮＡＧＡＩ－２号
債務者　荒井　一男
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１００２号
さいたま市桜区田島４丁目19番14号　パレス西浦和105号
債務者　林　　亮太
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４５２号
埼玉県富士見市鶴馬１丁目７番46―101号
債務者　村林　博子（旧姓牧）
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２６０号
沖縄県那覇市銘苅３丁目10番25号　盛ビル301
債務者　高江洲清彦
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２６１号
沖縄県那覇市銘苅３丁目10番25号　盛ビル301
債務者　高江洲あゆみ
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４３０号
埼玉県川越市大字笠幡58番地８
債務者　石崎　雄也
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４５５号
埼玉県入間郡越生町大字上野82番地１　第３イワハナ荘202
債務者　深田　　厳
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３２６号
神奈川県小田原市東町２丁目６番26号
債務者　鈴木　直弥
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３６０号
神奈川県厚木市下荻野1476番地１　ソルローマ本厚木Ａ―316
債務者　大塚　修治
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２９０号
愛知県豊田市栄町５丁目11番地１　県営309号
債務者　清水　綾子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
京都府亀岡市千代川町高野林西田25番地48
債務者　オフィス伊藤こと　伊藤　　敏
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第２１５号
神奈川県厚木市林５丁目２番８号　サンメゾン201
債務者　藤嶋　愛理（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２７１号
神奈川県厚木市山際1008番地１　グリーンコーポⅡ103
債務者　沖森　里佳
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部